



ケミカルマテリアルジャパン 2024



Japan Environmental Management  
Association for Industry

## 製品化学物質情報伝達の要点は？



医療品、食品など直接摂取するものは除外

一般社団法人産業環境管理協会

Copyright(C)2024 JEMAI All Rights Reserved




# 化学物質情報伝達の種類とステージ（日本の場合）


- 法律で規定されている 
  - SDS・ラベル：化管法、安衛法、毒劇法で規定  
GHS改訂第6版準拠、化学品に対する情報伝達
  - マニフェスト・（WDS）：廃掃法  
廃棄物に対する情報伝達
- 法律で規定されていない（代表例） 
  - IMDS&GADSL：自動車の世界共通情報伝達システム
  - chemSHERPA：電気電子及び電気を使う一般工業製品  
そこそこガラパゴス
  - 二つとも関係するサプライチェーン全体に及ぶ
  - 個別の情報伝達もまだまだ残っている

# 化学物質情報伝達の種類とステージ（輸出入時）

## ● 輸入時

- SDS・ラベル  
日本語！ 

## ● 輸出時（欧州を例に）

- SDS・ラベル：REACH規則、CLP規則  
欧州の規則に則った表示と輸出先国での言語での表記 
- 成形品に対して相手国の規制を満たすための情報要求  
日本ではほぼない
- REACH規則では、成形品にSVHC 0.1wt%以上含有の場合川下への情報伝達義務
- RoHS指令、ELV指令でも含有規制物質がある  
指令を満たしている宣言とその根拠が必要

# 海外の規制なのになぜデータが必要か

- RoHS指令の場合

- 適合宣言書を作成 10年保管
- 技術文書を作成
- 参照規格：EN IEC 63000:2018

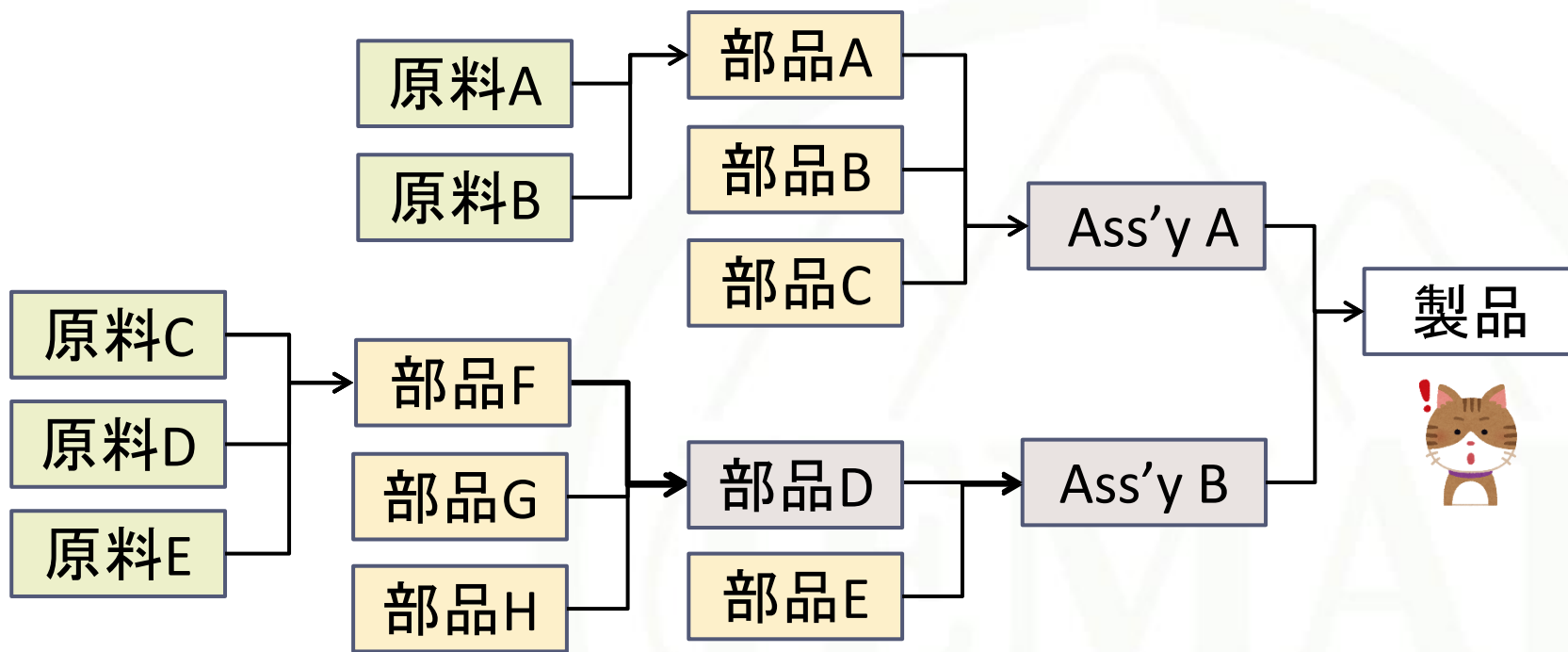


- REACH規則の場合

- 成形品中に認可対象候補物質（SVHC）が0.1wt%を超えて含有される場合、川下ユーザーや消費者に対して、下記のような**情報伝達義務**がある
- 成形品を安全に使用するための情報（少なくとも物質名）を川下ユーザーに提供しなければならない
- 消費者から要望があった場合には、その成形品を安全に使用するために十分な情報（少なくとも物質名）を45日以内に提供しなければならない



# サプライチェーン上の情報伝達



- 情報伝達は本来、採掘、採取してから人間が利用できる状態にした最初の状態である原料・材料までさかのぼる
- 川下になればなるほど、データ容量は巨大化する
- **自社の一次取引先にしかデータを要求できないのが普通**

# 顧客から実際に要求される例



- 個社のグリーン調達基準への適合を証明するための書類
  - 不使用証明書、不使用保証書、、、
- 化学物質の分析による証明書
  - 分析メーカーによる分析証明書
- 個別会社仕様のExcel File
- 個別化学物質の調査要求
  - SVHCO次候補物質調査票、XXXX（物質名）調査票
- RoHS適合宣言書
- SDS、成分表など

# 化学物質情報をどう集めるのか



- 調達先からデータを収集する場合は、自分の会社はどこまでを定常的に管理するのかは決める必要がある（製品含有化学物質管理基準の設定）
- どの様な情報をもらうかも決める（chemSHERPA、IMDS、不使用証明書、etc）
- 自社の管理基準を一次取引先に説明をする
- 一次取引先にはその基準を二次以降の取引先でも同様に管理されていることを確認してもらう  
→ サプライチェーン管理
- 非定常的な対応する場合の対応方法も決める  
→ 急な法律改正による調査、事件が発生した際の調査

# 答が返って来ない時どうするのか？



- 回答期限が近付いたら督促する
  - 忘れていた場合など回答が来る可能性もある
- 自分が技術部隊だった場合、購買部門にも督促を依頼する
- 相手先の担当者だけでなく上司にも依頼する
- RoHSの適合証明がこない→SDSや成分表下さいと言ってみる
- より上流に聞く必要があるが、答えが返ってこない
  - 自社の名前を出すように調達先に言う
  - より下流の顧客の名前を出すように言う
- 取りに行くという



# 次の情報伝達 CMP構想について



- 化学物質の情報伝達だけでなく、循環経済による資源などの情報伝達も必要とされてくる時代がやってくる
- 今までのバケツリレー情報伝達の非効率性の解消



- **CMP (Chemical and Circular Management Platform) 構想**  
次世代製品含有化学物質情報・資源循環プラットフォーム
- 製品化学物質、資源循環、情報とグローバル連携を目指す
- 欧州のエコデザイン規則、デジタルプロダクトパスポート (DPP) で必要となる情報もカバーできる

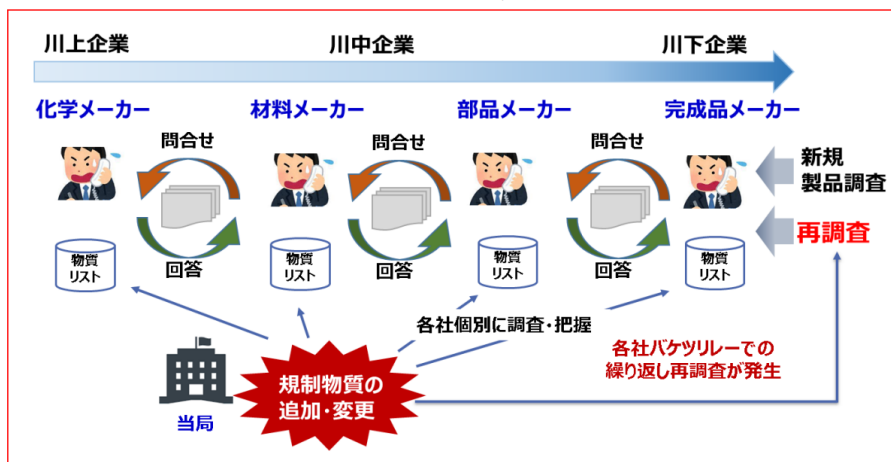
# 次の情報伝達 CMP構想について

## CMPのコンセプト

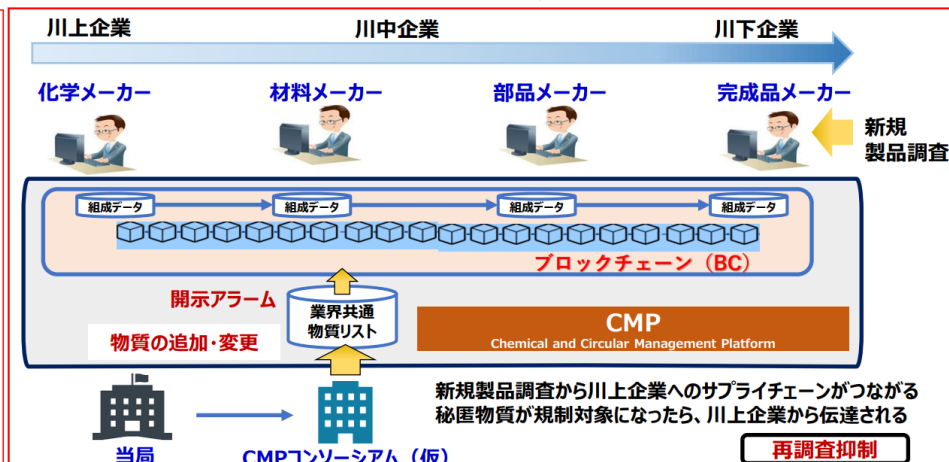
### 【得られる効果】

- ✓ 川上から川下へのシームレスな情報伝達
  - ✓ バケツリレー型情報伝達から、CMPコンソーシアムからサプライチェーン全体への一括トリガーへの変革
- ✓ 規制変更時に必要となる再調査の抑制
- ✓ 資源循環など新たな情報への展開

### 【現状の情報伝達】



### 【目指す情報伝達の姿】



経済産業省産業構造審議会製造産業分科会第11回化学物質政策小委員会 令和5年度第1回化学物質審議会 合同会議 資料より引用

● うまくいっても、後3, 4年以上はかかりそう



# 複雑、多数になる規制内容にどう対応するのか



- PFAS関係の規制がわけわからん？PFASめっちゃ聞かれるんだけど
  - REACH規則の制限物質（今後規制される）
  - TSCA のPFASの報告及び記録保管規定(第8条(a)(7))
  - 米国は州法までである
- 複雑化、細分化されるRoHS指令の用途適用除外？
- 半年に1回聞かれるSVHC？
- POPs条約で附属書に入れらる可能性のある物質に対する事前調査？

# 複雑、多数になる規制内容にどう対応するのか



- **正しい情報をいち早くつかんで**、自社におけるリスクを考えて、どの様に対応するか決定する
  - その規制と物質、自社にどの程度関係してるんですか？
- 化学物質の新たな調査が必要と判断した場合、**わかりやすく**調達先に伝える  
(相手先も調査が必要なので、余裕をもって行う)
- **社内の管理体制を確立**しておく (情報伝達運用も含む！)
  - 文書や手続きはあるけど、運用がきちんとできていますか？

# 当協会（JEMAI）をご利用ください



- **正しい情報をいち早くつかむ**
  - **CATCHER**（製品含有化学物質規制最新情報提供サービス）をご利用ください
  - 早く（営業日2～3日）、日本語で、お安い年会費で提供しています
- **社内の管理体制を確立、見直し**
  - 社内管理を立ち上げた実績のあるメンバーが皆さんをサポートします
  - Email: [chemicals@jemai.or.jp](mailto:chemicals@jemai.or.jp)にご一報を！

化学物質管理の相談は実績のある当協会へ！

